

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和8年7月14日

住 所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏 名 株式会社京葉興業

代表取締役 鈴木 宏和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日	令和8年7月14日	許可番号	第2026-2-582号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	1 施設の種類 汚泥の脱水施設(施行令第7条第1号) 2 産業廃棄物の種類 汚泥		
設置場所	千葉県白井市名内字向山330番3、字新山336番3、字定戸谷1番6、平塚字水上2802番17、字浄土谷津2823番3、字樋出台2603番4		
処理能力	汚泥 29.8m ³ /日（3.725m ³ /時×8時間）		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

令和8年3月27日 設置許可(許可番号:第2025-1-572号)

令和8年7月14日 変更許可(許可番号:第2025-2-582号)

(以下余白)

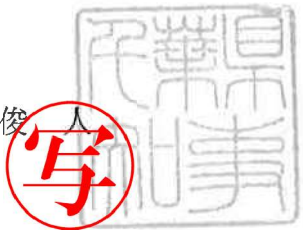
産業廃棄物処理施設設置許可証

令和8年3月27日

住 所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号
氏 名 株式会社京葉興業
代表取締役 鈴木 宏和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人



許可の年月日	令和8年3月27日	許可番号	第2025-1-573号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	1 施設の種類 廃油の油水分離施設（施行令第7条第4号） 2 産業廃棄物の種類 廃油		
設置場所	千葉県白井市名内字向山330番3、字新山336番3、字定戸谷1番6、平塚字水上2802番17、字浄土谷津2823番3、字樋出台2603番4		
処理能力	廃油 24m ³ /日（3m ³ /時×8時間）		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(以下余白)

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和8年3月27日

住 所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏 名 株式会社京葉興業

代表取締役 鈴木 宏和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人



許可の年月日	令和8年3月27日	許可番号	第2025-1-574号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	1 施設の種類 廃酸又は廃アルカリの中和施設（施行令第7条第6号） 2 産業廃棄物の種類 廃酸、廃アルカリ		
設置場所	千葉県白井市名内字向山330番3、字新山336番3、字定戸谷1番6、平塚字水上2802番17、字浄土谷津2823番3、字樋出台2603番4		
処理能力	廃酸 54m ³ /日（2.25m ³ /時×24時間） 廃アルカリ 54m ³ /日（2.25m ³ /時×24時間）		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

（以下余白）